

住民説明会における住民意見等（地域自治組織関係抜粋）

名寄市住民説明会（8月23日～27日）	風連町住民説明会（8月23日～28日）
<p>1．新市の自治組織において、町内会活動関係で混乱・衰退のない方法を十分に考慮。</p> <p>2．風連が主張している特例区は、資料中の仕事内容では現状で十分に対応可能ではないか？名寄の自治区に風連は合わせたのではないか。</p> <p>3．合併後50年が経過したが、智恵文支所の役割は非常に大きい。合併時に支所が縮減にならないように配慮してほしい。</p> <p>4．智恵文の合併当初はいろいろあったが、現在、智恵文の住民が不便と感じていない。支所があり支所にて大方の用事は済んでいる。</p> <p>5．自治区を町内単位より小学校区単位でというのは？どういう活動か？そのイメージは？</p> <p>6．地域自治組織が両市町で全く違う形態となっているが、風連町が合併特例区を選択した理由は何か？ひとつの自治体の中で2つの形態があるのは如何なものか。</p> <p>7．地域自治組織が5年後同じになるとの説明だったが、スタート時の大事な5年間に違う組織形態でいいのか？スタート時だからこそ同組織の方がよいと思うが。</p> <p>8．新市のイメージの自治区が小学校の単位で設置されるということだが、想像できない。従来の町内会活動ともまた違った方式なのか？</p> <p>9．地域自治区制度と単位町内会の関係はどうなるか？地域自治区は現在の町内会連合会のようなものか？行政の段階で行うものなのか？どんなタイプになるのか？</p> <p>10．地域自治区は5年でなくなるということなのか？</p> <p>11．基本的な考え方の中に「地域自治区」があるが、他の政令都市の区制度と違い、風連の意向を尊重して名寄市にも導入するという事なのか？</p> <p>12．自治組織について地域協議会の対象を小学校単位となっているが、地域協議会からコミュニティに対し、活動の協力要請等が発生しないのか？協議会は地域住民からの意見を聞く場であり、行政の下請けのようにはならないと判断してよいのか？</p>	<p>1．地域自治組織の地域協議会は、現在の総合計画地域協議会と同じ位置づけか？</p> <p>2．名寄の自治会と風連の行政区の違いは、どこが違うのか？</p> <p>3．特例区が消滅する5年後には同様の組織形態であるべきと考えるが、両市町の自治会・行政区の違い等、差がある部分を5年間でどう整理するのか？</p> <p>4．自治会と行政区、どちらかの組織形態に合わせるべきではないか？</p> <p>5．地域自治組織が5年後同じ制度になるとの記載であるが、どちらかの制度に合わせるということか？</p> <p>6．特例区事業の予算財源は新市からでるのか？また、予算要求をするのか？</p> <p>7．主に文化・交流面のソフト的な事業に限られ、産業・経済面には踏み込めない感があるが。</p>

1. 地域自治組織に係る確認事項

双方に地域自治組織を設置することについて（基本的確認事項）

合併特例法に基づき、合併協議により「合併前の風連町に合併特例区」を置くこと。

上記法の定めにより、合併協議により規約の整備を行うこと。

合併協議により、合併後新市の条例により「合併前の名寄市に自治区」を置くこと。

地域自治区は、「自治基本条例（仮称）」及び新市総合計画等との整合性を図ること。

合併特例区設置期間の満了後は、自治区に移行すること。

2. 合併特例区の設置に関する協議（案）について

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の8及び第5条の10に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定める。

記

（合併特例区の設置及び期間）

第1条 法第5条の8第1項の規定に基づき、合併の日から5年間、風連町の区域（合併前に風連町の区域であった区域）に合併特例区を設置する。

（合併特例区の規約）

第2条 法第5条の10、第5条の13の規定に基づき、次のとおり規約を定める。

- 1 合併特例区の名称は、「風連町」とする。
- 2 合併特例区の区域は、「合併前の風連町の区域」とする。
- 3 合併特例区の設置期間は、「合併の日から5年間」とする。
- 4 合併特例区の処理する事務は、法第5条の12の規定に基づき、別表 のとおりとする。
- 5 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設のうち、合併特例区が設置及び管理する施設は、別表 のとおりとする。ただし、公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めるものとする。
- 6 合併特例区の事務所は、風連町西町196番地1に置く。
- 7 合併特例区の長は、法第5条の15の規定に基づき、市長が選任する。
 - (1) 合併特例区の長の任期は2年とする。
 - (2) 合併特例区の長は、市の助役と兼ねる。

- 8 法第5条第18の規定に基づき、合併特例区に協議会を置くこととし、合併特例区協議会（以下協議会という。）の構成員の選任及び解任の方法並びに任期は、次のとおりとする。
- (1) 市長は、協議会の構成員の選任にあたり、法第5条の18の規定に基づき、合併特例区の区域内住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮しなければならない。
 - (2) 前号の構成員の選考は、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者15名を選任する。
 - (3) 合併特例区協議会の構成員の任期は2年とする。
 - (4) 合併特例区の協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有しない者であるとき、新市議会の議員の被選挙権を有しないものであるとき又は地方自治法第92条の2規定に該当するときは、その職を失う。
 - (5) 前号の規定により、構成員が失職したときは、市長は第1号の規定に基づき、欠員の補充をする。ただし、補欠構成員の任期は前任者の残任期間とする。
- 9 法第5条の19の規定に基づき、合併特例区協議会に会長及び副会長を置くこととし、合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、次のとおりとする。
- (1) 協議会に会長及び副会長を各1人置くこととする。
 - (2) 協議会の会長及び副会長は構成員の互選によって決める。
 - (3) 協議会の会長、副会長の任期は、協議会構成員の任期による。
 - (4) 協議会の会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
 - (5) 協議会の副会長は、協議会の会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - (6) 会長、副会長が心身の故障のため職務を行うことができないとき、又は職務上の義務違反のあったときは、協議会出席委員の過半数の議決をもって解任することができる。
- 10 合併特例区の協議会の組織及び運営に関する事項は、次のとおりとする。
- (1) 協議会は、第8項2号で選考された委員により組織する。
 - (2) 協議会は、法第5条の20の規定に基づき、法の権限に属させられた事項について処理する。
 - (3) 協議会は、合併特例区の実務、市の事務の内区域に係るものに関し、市長若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要事項について審議し、市長その他の機関又は合併特例区の長に意見を具申する。
 - (4) 前項のほか、新市建設計画及び総合計画に関する事項、過疎地域自立促進市町村計画に関する事項、地域振興のための基金活用に関する事項等、合併特例区の区域に係る市の施策の重要事項について意見を具申する。

- (5) 協議会は、合併特例区の予算、補正予算、暫定予算の同意、決算の認定に関する審議を行う。
- (6) 協議会の会議（以下会議という。）は、会長が招集する。
- (7) 会議は委員の過半数をもって成立する。
- (8) 会議の議事は、出席委員過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- (9) 前項の場合、会長は委員として議決に加わることができない。
- (10) 会議は、原則公開とする。

（合併特例区の庶務）

第3条 合併特例区の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

（委任）

第4条 この協議書・規約に定めるもののほか、合併特例区に関して必要な事項は規則で定める。

（規約の施行）

第5条 規約は合併の日から施行する。

3. 自治区の取扱い

- (1) 名寄市の自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民意見及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿（新市関係条例・総合計画等）等と連動し、住民・関係団体等との合意形成を十分図ることに努める。
- (2) 風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区の機能等に、旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとする。

4. 地域自治組織と新市との関係

- (1) 双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力することとする。
- (2) 地域自治組織の機能等については、新市の行政機能（組織機構）と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとする。

別表 合併特例区が行う事務

(1) 特例区コミュニティ及び文化の核づくりを基本とした事務事業及び社会教育事業(都会っ子、ポポ、体育協会、文化協会、その他文化及び郷土芸能等)
現公民館事業(事業及び施設管理) 現行政区交付金 総合計画町民会議等
(2) 特例区地域コミュニティづくりを基本とした事務事業
現公民館分館 現地域協議会及びコミュニティ形成事業 地域施設管理
(3) 特例区の振興事業(単独事業)
中心市街地活性化・商工会支援 まちづくり観光支援・各種イベントなど地域活性化事業 住民との連携事業(市街地利雪克雪対策、街路・防犯灯、河川・道路愛護、天塩川パークゴルフ場を含めた公園管理等) 住民生活に直結(バス路線維持、除排雪、ごみ分別収集、公営住宅補修等) 敬老事業 定住促進(現条例の及ぶ期限まで) 都市交流及びふるさと会 町民広場手形作成(時限事業)・町民農園 特例区広報発行及びホームページ開設 放課後対策(児童クラブ) 特定車両(バス等) 管理 高校振興対策・通学補助(送迎含む)・育英基金等
(4) 特例区期間中；平成 18 年 3 月から 5 年間で上記趣旨により新たに取り組む事業等
(5) 上記の他、特例区運営及び合併特例区に係る事務全般

別表 合併特例区が管理する施設

施設の名称	施設の所在(合併前の位置)
西町コミュニティセンター	風連町西町 7 6 番地 2
母と子と老人の家	風連町大町 8 5 番地 8
仲町集会所	風連町仲町 7 4 番地 1
日進コミュニティセンター	風連町字日進 3 0 7 6 番地
日進レクリエーションセンター	風連町字日進 2 2 5 1 番地
東生福祉会館	風連町字東生 2 8 9 番地 1
旭コミュニティセンター	風連町字旭 2 2 1 6 番地
サンシャインホール	風連町字旭 2 2 1 6 番地
東風連子供と老人福祉館	風連町字東風連 3 3 9 5 番地
瑞生コミュニティセンター	風連町字瑞生 4 1 5 1 番地 2
西風連コミュニティセンター	風連町字西風連 2 5 0 0 番地

特例区設置に係る関連事項

新市の一括管理が望ましい公の施設

新市において、総合的・一体的な角度から、管理運営の効率化・機能化及び整備を図ることが必要と考えられるもの

施設名

福祉センター（児童会館・歴史民俗資料館含む）

東地区体育施設（ＢＧ体育館・プール、改善センター等含む）

望湖台自然公園（関係施設含む）

町営球場・スキー場

医療・福祉施設（特別養護老人ホーム・診療所・幼児支援センター等）

学校施設（小中学校）

陶芸センター

道路・河川等（ズミ街道・明渠排水含む）

農業関係施設（農業振興センター、農畜産物加工施設、牧野、営農用水施設、農産物出荷調整利雪施設、米乾燥調整施設）

その他

事務事業及び施設管理に係る取扱い上の区分

特例区が行うこととする事務事業・施設管理は、新市の事務事業一元化調整との整合を図るとともに、別表及びの考え方のほか、特例区で行うことが合理的なものと判断されるものは、設置時に最大限取り込むこととし、以後下記のとおり、特例区期間中、順次取捨選択していくこととする。

取扱い

- (1) 特例区から自治法自治区に移行後において継承すべき事務事業は、新市において一定の仕組みについて調整する。
- (2) 特例区の事務事業又は特例区管理としたもののうち、効率性及び機能性等を勘案し、新市に移行すべきもの、変更又は廃止すべきものについてその都度調整する。
- (3) 特例区期間中、新たに特例区で行うことが必要と認められる事務事業・施設管理等については、その都度特例区事業に取り込むものとする。

協議会委員の報酬及び費用弁償の取扱い